**シルバー保険について（承諾書）**

　当センターに会員として登録された皆様が、センターの仕事に就かれましても、それは就職ではありませんので、会員とセンター又は会員と発注者との間に雇用関係は生じません。したがって、会員として就業している時に事故が発生した場合は、労災保険などの適用はありません。

　そこで、センターでは、万が一に就業中又は就業途上に事故が発生した時に備え、全会員を対象としたシルバー保険（団体傷害保険及び賠償責任保険）に加入しています。

　保険のあらましは、下記のとおりです。

記

１．保険金給付対象の事故

 　 (1) センター会員として就業中の事故

 　 (2) センター会員として徒歩又は自転車等で仕事場への往復途上の事故

２．保険の対象とならない事故

 　 (1) センターの就業中であるが、会員の住居で仕事に従事している間に発生した事故

 　 (2) 仕事場への往復途上で、通常の経路を外れた間に発生した事故

 　 (3) 会員の故意又は重大な過失による事故

 　 (4) 自動車の使用又は管理に起因する事故

３．保険金の給付等の内容

　　■団体傷害保険

 　 (1) 死亡保険　（最　　 高）　　　　　　 ９００万円

 　 (2) 入院保険料（最大１８０日） 　　日額　３，０００円

 　 (3) 通院保険料（最大　９０日）　　 日額　２，０００円

　　■賠償責任保険

　　１事故につき１万円までは、事故を起こした会員が負担することになり、それを超える部分に

　のみシルバー保険が適用されます。

**※　安全は全てに優先します。事故を起こさない、事故にあわないよう安全就業に心がけて下さい。**

**※　事故が発生した場合は、直ちにセンターへ届け出て下さい。**

令和　　　年　　　月　　　日

公益社団法人筑西市シルバー人材センター 様

　　氏　名